

インフォメーション①：解散整理の対象となる場合がありますのでご注意ください！

休眠組合整理の実施について

◆ 休眠組合の整理が行われます

休眠組合は、平成20年10月1日から平成23年10月1日の間に県や国に対して決算関係書類等の提出を1度もしない組合をいいます。（所管行政庁では、組合が事業活動を行っているかどうかを決算関係書類の提出の有無によって判断しており、3年連続して提出を怠ると休眠組合とみなされ、解散整理の対象となる場合があります。）

未提出組合は、至急本会までご相談下さいませようお願い申し上げます。

県知事所管の休眠組合の整理スケジュール

| 日程 | 実施作業 |
|-------|-------------------------|
| 9月中 | 未提出組合宛決算書の「督促状」発送 |
| 10月中旬 | 未提出組合宛「解散の命令のための確認通知」発送 |
| 11月上旬 | 「聴聞通知」発送 |
| 11月中 | 聴聞実施 |
| 12月中 | 「解散命令書」発送 |
| 1月上旬 | 解散公告 |
| 2月 | 解散登記の囑託 |

◎ご相談は、本会設立相談室までお願い申し上げます。（TEL 043-306-3285）

インフォメーション②：「平成22年度中小企業の動向」及び「平成23年度中小企業施策」

中小企業白書（2011年版）の発表

経済産業省中小企業庁は、「平成22年度中小企業の動向」及び「平成23年度中小企業施策」（いわゆる中小企業白書）をとりまとめ、7月1日閣議決定いたしました。

1. 「平成22年度中小企業の動向」では、第1部で、最近の中小企業の動向及び震災の影響を分析し、第2部で、震災でも改めて認識された我が国の経済社会における中小企業の重要性を示し、第3部で、我が国の経済成長を担う中小企業の復興・発展の方向性を探ることを試みています。
2. 「平成23年度中小企業施策」の概要では、（1）中小企業を幅広く支援するため、①資金繰りの円滑化、②財務基盤の強化、③下請取引の適正化、④事業再生・事業承継への対応、⑤人材・雇用対策、⑥経営安定対策、（2）意欲ある中小企業を伸ばすため、①海外展開の支援、②起業・転業・新事業展開の支援、③官公需対策、④技術力の強化、⑤経営課題への対応、⑥商店街・中心市街地活性化対策を中心に、平成23年度において講じようとする施策を記述しています。

◎詳細は、中小企業庁HPをご確認ください。（<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/110701hakusyo.html>）

平成24年経済センサスー活動調査を実施します。



経済センサスキャラクター

- ▶平成24年2月に全ての企業・事業所を対象とした経済センサスー活動調査を実施します。
- ▶調査の結果は、各種行政施策や学術研究の基礎資料としての利活用だけでなく、経営の参考資料として事業者の方々にも活用していただくことを目指しています。
- ▶正確な調査を実施するため、調査票の送付に先立ち、6月中旬から支社等を有する企業本社あてに「事業所確認票」を郵送します。
- ▶調査の趣旨・必要性を御理解いただき、御返送をよろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省